

家庭用ガス暖房契約選択約款
(イチガス暖房)

令和元年10月1日実施

一 関 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 設置の確認	4
10. その他	4
別 表	4
1. 早収料金の算定方法	4
2. 料金表	5

家庭用ガス暖房契約

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社が定めるガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）別表第1の適用地域及び4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の小売約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガスファンヒーター等」とは、エネルギー源にガスを使用し燃焼した熱を温風又は輻射により暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的で建てられた住宅で、店舗・作業場など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「事務所」とは、事務を行う拠点となる施設をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）までの6か月間をいい、「冬期」とは、11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの6か月間をいいます。
- (5) 「ハイブリッドカウンタ」とは、ガスメーターから発信されるパルス信号を基に10分毎に算出する平均ガス流量が0.06立方メートル毎時以上の状態を連続30分以上継続した場合において、0.06立方メートル毎時以上0.42立方メートル毎時未満の範囲内（ただし、お客さまがガスファンヒーター等を常時複数使用するなどの特別な状況にあって、当該ガス流量の範囲が適切でないと当社が判断する場合は、お客様の同意の上で、設定範囲を算出し、変更する場合があります。）にある使用量を電子的に長時間積算値として加算し記憶する装置をいいます。なお、長時間積算値は、スイッチ操作でハイブリッドカウンタの液晶表示部分に表示することができます。
- (6) 「長時間使用量」とは、ハイブリッドカウンタの前回の検針日及び今回の検針日における長時間積算値（小数点以下の端数は読みません）により冬期に算定される料金算定期間の

使用量をいいます。

- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「基本料金（税込）」「基準単位数（税込）」とは基本料金及び基準単位数それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法の規定に基づき記載するものです。
- (9) 「基本料金（税抜）」「基準単位数（税抜）」とは基本料金及び基準単位数それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (10) 「単位数」とは、8に定める基準単位数（税抜）又は調整単位数をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、次のすべての条件を満たし、この選択約款の適用を希望される場合に申し込むことができます。

- (1) ガスファンヒーター等の機器を以下のいずれかの条件で使用されること
 - ① 専用住宅で使用する場合
 - ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用で6立方メートル毎時以下の1個のガスメーターが設置されている場合での居住部分に使用するとき
 - ③ 事務所で使用する場合

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約をしていただきます。
- (2) ハイブリッドカウンタは、当社の所有のものを設置し、これに要する工事費（設置、配線による工事費）はお客さまからいただきません。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更（故障等含む）又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合は、この限りではありません（(4)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款（小売約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 各月使用分の使用量及び長時間使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターとハイブリッドカウンタにおける長時間積算値の読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合は当該月の解約を行った日のガスメーターとハイブリッドカウンタの読みにより算定いたします。また、その他期における長時間使用量は、0立方メートルとみなします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金（税抜）を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金（税抜）を適用して早収料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.127 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.127 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備 考)

上記イ・ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

58,240円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表2(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$= (\text{トンあたりLPG平均価格}) \times 1.0000$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

- (1) 当社は、ガスファンヒーター等の機器が設置されているかどうかを確認させていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。万が一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降小売約款を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日：令和元年10月1日からといたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、変更前の家庭用ガス暖房契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

家庭用ガス暖房契約に適用する料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから11立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が11立方メートルを超え、116立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が116立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表D 長時間使用量は冬期（11月から4月定例検針分）に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) ①その他期について、通常使用量として早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。

②冬期については通常使用量(上記別表2(1)①と同じ)と長期使用量に係る料金の合計とします。長期使用量の早収料金は料金表Dの基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。

- (2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表 A. B. C. D

(1) 基本料金及び基準単位料金

使用量 (1か月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1か月及びガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
料金表A 0立方メートルから11立方 メートルまで	779.9000円(税込)	284.2290円(税込)
	709.0000円(税抜)	258.3900円(税抜)
料金表B 11立方メートルを超え11 6立方メートルまで	1,001.0000円(税込)	264.1320円(税込)
	910.0000円(税抜)	240.1200円(税抜)
料金表C 116立方メートルを超える 場合	1,331.0000円(税込)	261.2830円(税込)
	1,210.0000円(税抜)	237.5300円(税抜)
料金表D 冬期の長時間使用量	275.0000円(税込)	134.9920円(税込)
	250.0000円(税抜)	122.7200円(税抜)

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。